

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年10月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第83号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

別表第6中「第60号 株式会社ニチイ学館（児童福祉センター（支所を除く。）用）」
を「第60号 株式会社ニチイ学館（児童福祉センター（発達障害者支援センター及び
児童療育センターを除く。）用）」に、「第75号 京北自治振興会」を

「第75号 京北自治振興会

に改め

第76号 社会福祉法人京都障害児福祉協会（発達障害者支援センター用）」

る。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(会計室)